

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

大野地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 3経営体（うち認定農業者：3経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心農家に対する農地集積を進め農業の効率化を図る。

宅地化が進んでいる場所も多く、農地の維持が難しくなっているが、できる限り遊休農地の解消に努めるとともに、遊休化した場合でも、草刈等の保全を協力して行う。

鳥獣害被害に対しては、協力して有効な被害防止策をとっていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

上中野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

上中野区の現状を考えた時、農業・農地の集約化は避けられない。  
今後、本プランを活用し、問題の解決を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

堂本集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

人・農地プランに基づき、集落内中心農家への農地の集約を図り、中心農家の経営規模拡大を進め、将来的には、中心農家を主体とした生産組織への移行を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

菖蒲池集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域区民と農産物との調和を図り生産性及び付加価値を高める農産物を作り販売していく。

また、遊休農地および調整水田等は作物生産に結び付ける様に区民一同協議しながら努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

乾側地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人	1経営体（うち認定農業者：1経営体）
集落営農（任意組織）	1経営体
個人	1経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心農家による6次産業化を継続発展させる。

中心農家に集積を進め、それぞれの経営体において、できるだけ団地化を進める。

鳥獣害を少なくするよう、電気柵等の対策を継続して取り組む。

下丁農業生産組合においては、法人化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

千歳集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

中心農家に対し集積を進めることで、集落内の農地を守り、集積されない農地についても地区住民が協力して遊休農地の発生の抑制に努める。

有害鳥獣対策に対しては、地区住民が協力して取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東中集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 3経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

稲作農家においては、さらに付加価値を高める努力を、また中心となる農家および今後も積極的に取り組む意欲的な後継者には農地の集積を推進していく。

カラスなどの被害があるため、対策を講じていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人          2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

今後とも地域の担い手となる農家に農地を集積していく。

また、稲作農家においては更なる園芸の導入を図っていく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

森政領家集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

比較的規模の大きい農家が多く、水稻や里芋、ねぎの栽培をしながら自立している。

現状をいかに維持していくかが今後の目標とする。

他地区での受託も多くますます規模は大きくなると予想される。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中据集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 7経営体（うち認定農業者：3経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

集落内の認定農業者等を今後の中心となる担い手農家と位置付けるが、当面は、個々の農業者が現在の耕作地を管理していくこととし、面的な農地集積や園芸の導入について、順次検討していく。

新規就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

稲郷集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

集落内の兼業農家について、集落営農組織への面的集積を促進するとともに、営農組織での低コスト化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

野中集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

圃場の大区画化、担い手への集積・集約に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

下五条方集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

現在ある機械利用組合、第二生産組合を中心に担い手や就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

平沢集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 3経営体（うち認定農業者：3経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

さといもの販売

地権者の要望が出た時点で、担い手・貸し手・地域の三者が話し合いの上、地域に不安を招くことなく集積に努める。

遊休農地の防止に極力努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

今井集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心的担い手に農地を集積、集約する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中西出集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 1経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

水稻を中心に特産のサトイモやネギなどの生産にも取り組む。

商品として出荷できないサトイモを利用した新たな商品開発を行いたい。

生産組織（機械利用組合）があるが、今後法人化なども含め検討していく必要がある。現段階では、中心農家への農地の集積を図り効率的な営農を促進し、農地を維持していく。



農地中間管理機構等を活用し、農地を担い手に集積・集約化していく。  
イノシシ、シカ、ハクビシンが増えてきており、電気柵等の対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中村町集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 7経営体

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

#### 1. 園芸導入・定着

特産指定の里芋・ネギの生産拡大を図るため、機械の共同購入・利用、農地提供農家に選別等の共同作業を担ってもらう仕組みづくりに取り組む。

#### 2. 鳥獣害対策

いのしし対策等を集落ぐるみの共同作業として位置づけ、取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西山集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

集落営農（任意組織）

1経営体

個人

2経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

里芋、ネギ、大豆等の特産品の生産に取り組む。

エコファーマー化に取り組む。

集落全体で電気柵の設置等、有害鳥獣対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

蕨生西集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人          2経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農業地環境として中山間地の水田が多くあり、蕎麦・麦の集団転作がしにくい環境にあります。

米の味については良いとの声を多く聞くことより、おいしい米作りとして組合員が協力しあい、米のブランド化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

七板集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 6経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

水稻以外に特産のサトイモなどの生産も取り組んでいく。

農地の9割近くを集落内の農家で耕作し、残りは他集落の担い手にお願いしている。集落営農組織の立ち上げも検討し、中心となる農家へ農地を集積し担い手の効率的な営農に配慮していく。

イノシシやカラス、ハクビシンの被害が多く、対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

今後も福井県特別栽培農産物を生産し、特徴ある農産物の販売を促進していく。

（農）やったのファーム越前に対し農地集積を図り、農業経営の効率化を目指す。

ネギ栽培にも力を入れる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

井ノ口集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

集落内において営農組織を立ち上げていくことが必要であるが、中心となるような若手の後継者が育っていない。ただ、個人個人で特産野菜を作っている者が3、4人おり、これらの者が中心となって営農組織を立ち上げることも考えられるが、これらの者が高齢なことや、集落全体でまとまって何かしていこうという空気はまだない。しかし、全体的には、いつまでも集落外の者に任せておくことが良いことではないと思っており、後継者対策とあわせて集落組織立ち上げに真剣に検討していきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

菘道集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

個人 1経営体

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

販路を開拓し、減農薬の野菜等の栽培にも取り組んでいきたい。

地域に機械利用組合はあるが、集落営農を組織化に至っていない。耕作放棄地を出さないように、中心となる農家へ農地を集積するなど効率的な営農を促進する。

カラス、ムジナ、イノシシ、ハクビシン、キツネなどの被害があるため、対策を講じていく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

堂嶋集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人          3経営体（うち認定農業者：2経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる農家に、認定農業者2名と集落内の個人1名を位置付け、農業を続けられなくなった場合には、これらの農家へ農地を集積し、耕作放棄地を作らないようにする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年2月23日

大野市長 岡田高大

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

森本集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年2月23日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来のあり方

出来るだけ中心農家に農地を集約していきたい。

鳥獣害対策は区民で行います。